

避難勧告等の判断基準と対応

○皆様がとるべき行動をご確認ください

避難準備情報：水位 2.50m（満水位 3.75m）に達し引続き水位の上昇が見込まれる場合

○千葉市の対応

- ・パトロール・避難所開設
- ・要援護者関連施設に注意喚起

○皆様がとるべき行動

- ・避難準備（非常時持出品等を用意、家族等へ連絡）
- ・高齢者等、避難に時間を要する方は、この段階で避難を開始

避難勧告：注意水位 2.80m（満水位 3.75m）に達し引続き水位の上昇が見込まれる場合

○千葉市の対応

- ・パトロール・避難誘導
- ・周辺道路の交通規制

○皆様がとるべき行動

- ・避難を開始

避難指示：警戒水位 3.05m（満水位 3.75m）に達し引続き水位の上昇が見込まれる場合

○千葉市の対応

- ・上記に加え、パトロール等の各体制の強化

○皆様がとるべき行動

- ・危険が迫っているので、直ちに避難を開始

- ※1 避難勧告等の情報については、防災行政無線・広報車・「ちばし安全・安心メール」等により伝達します。
「ちばし安全・安心メール」は entry@chiba-an.jp へ空メールを送信することにより登録できます。
- 2 避難勧告等の判断は、下水道維持課が草野水のみち警報施設（表ページ：稲毛小学校前）で設定した、水位（注意水位、警戒水位等）を準用します。なお、草野水のみち警報施設は、水路の注意水位で回転灯が点灯し、警戒水位で回転灯の点灯に加えて警報が吹鳴します。（故障時等は、京成電鉄千葉線西側の警報施設により判断します。）
- 3 避難対象区域は、稲毛区稲毛2丁目・稲毛3丁目・稲毛町5丁目・稲毛東5丁目・稲毛東6丁目一帯としています。

【問い合わせ】

千葉市総務局危機管理課

260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所3階

電話：043-245-5151

Mail：kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp